

答 申 書
(答申第34号)
平成18年12月6日

1 審査会の結論

特定事件訴訟関係文書に係る別紙1に掲げる非開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、特定事件訴訟で被告北海道が裁判所に提出した書類一切である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書に、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報(以下「2項2号情報」という。)及び同項第3号に規定する非開示情報(以下「2項3号情報」という。)が記録されているとして、これらに該当する情報を除いて一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人は、別紙1のすべての項目の非開示処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 原告の氏名

(ア) 実施機関は、原告の氏名は、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、通常他人に知られたいと認められると主張する。

また、個人が民事紛争の当事者となっているかどうか、当該民事紛争の内容はいかなるもので、個人がいかなる主張、立証をしているかどうかは、通常他人に知られたいと個人に関する情報であることは明白であると主張する。

(イ) 当審査会としては、原告の氏名は、特定の個人を識別し得る情報であり、これが開示されると、当該個人が訴訟事件に関して争訟の当事者となっているということが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

ウ 事件の表示

(ア) 実施機関は、事件の表示については、その記載自体から、直ちに特定の個人を識別することはできないが、他の情報と組み合わせることにより、容易に特定の個人を識別又は推認され得るものであり、また、事件の表示には、全て符号が付されており、この符号によって当該事件の種類を容易に了知できるのであるから、当事者間にどのような内容の紛争が生じているのかが明らかとなるため、通常他人には知られたいと認められると主張する。

(イ) 当審査会としては、昨今、一部の裁決書又は判決書については、争訟実務や学術研究等の参考に供するとの趣旨から、当事者の名称等が特定されない形によ

り、裁判所のウェブページ等を通じて広く一般に公表される運用がされているところであり、事件の表示を開示することにより、当該事件の内容が明らかとなることから、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得ることは否定できないと考える。

したがって、事件の表示が開示されると、当該個人が訴訟事件に関して争訟の当事者となっているということが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

エ 警察官の所属及び同住所地

(ア) 実施機関は、次のとおり主張する。

本件処分において非開示とした警察官の所属及び同住所地は、証拠申出書に記載されている。本件処分に係る証拠申出書は、民事訴訟において被告が、裁判所に対して証人の証拠調べを申し出た書面であるから、証拠申出書に記載された証人としての当該警察官の所属及び同住所地を開示すると、民事訴訟における被告側の証人として出頭し、証言したという事実が判明又は推認されることとなる。

したがって、警察官の所属及び同住所地が開示されると、開示請求者等が持っている他の情報と組み合わせることによって、当該警察官が特定又は推認されることとなり、民事訴訟の法廷において証人として証言をしたか否か等については、通常他人に知られたくないプライバシーに係る情報であると認められると主張する。

(イ) 当審査会としては、当該警察官の所属及び同住所地は、証人として出廷した警察官の情報であり、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。警察官の所属及び同住所地が開示されると、当該訴訟事件の関係者であるという事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

オ 請求原因に対する認否に関する部分、原告準備書面に対する被告の認否、反論に関する部分、原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分、被告の主張に関する部分、被告の求釈明に関する部分、原告意見書の主張に対する意見、証すべき事実、尋問事項及び立証趣旨（以下「主張情報」という。）

(ア) 実施機関は、主張情報については、特定の個人がその思想や信条に基づき提起した訴訟について、特定個人の主張、立証に対する北海道としての主張、反論、立証措置が記載されており、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することが可能な情報であり、かつ、特定の個人についてどのような紛争が生じ、当該個人がどのような思想や信条により訴訟を提起し、どのような主張、立証をしているかが具体的に明らかとなることから、通常他人に知られたくない情報であると認められると主張する。

(イ) 主張情報には、特定個人の主張、立証に対する北海道としての主張、反論、立証措置が記載されているが、その中には、判例、著書を引用した部分や用語等の説明が記載されている部分（以下「引用情報」という。）も含まれていることから、実施機関に対し、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

本件開示請求に係る情報すべてが、「独立した一体的な情報」とであると解するのが基本であり、少なくとも、民事訴訟において、当事者双方が主張及び反論を記載して提出した書面、一方の当事者がその主張の立証ないし相手方主張に対する反証として提出した書面については、それ自体は「独立した一体的な情報」とするのが相当である。

仮に、主張及び反論を記載して提出した書面の項目のそれぞれが「独立した一体的な情報」に当たると強いて解したとしても、各項目それぞれが、特定の個人がその思想や信条に基づき提起した訴訟について、特定個人の主張、立証に対する北海道としての主張、反論、立証措置が記載されており、他の情報と組み合わせること

により、特定の個人を識別することが可能な情報であり、かつ、特定の個人についてどのような紛争が生じ、当該個人がどのような思想や信条により訴訟を提起し、どのような主張、立証をしているかが具体的に明らかとなることから、通常他人に知られたくない情報であり、これを細分化することは許されない。

(ウ) 実施機関の「本件開示請求に係る情報すべてが、『独立した一体的な情報』である」との主張について、当審査会は次のとおり考える。

1個の情報の範囲を定めるに当たり、それだけを取り上げてみて意味のある情報かどうかの判断基準については、条例第10条第3項では、「実施機関は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない」旨定めており、「開示請求の趣旨が損なわれない程度」とは、当該公文書の非開示情報が記録されている部分を除いた部分について公文書の開示をすることにより、請求の趣旨を一部でも達成充足することができるかと判断される程度をいうとされている。

すなわち、請求の趣旨を一部でも充足することができる情報が記載されているか否かによって一部開示の要否が定まってくる関係にあることから、独立した一体的な情報として意味のない場合とは、非開示情報を除いた残りの部分だけでは開示しても意味がない、例えば、「残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」86頁）や、1回の交際費の支出における年月日、摘要、受払などの事項のように、それぞれが密接不可分の関係にあり、それらが合わさって独立した一体的な情報を構成する場合（最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁）の上記各事項を指すと解され、これを超えて、何らかの意味のある情報を看取できる限り、それぞれが独立した情報となり得ると考える。

そうすると、主張情報に記載されている引用情報は、それぞれが独立した、何らかの意味のある情報であると認められることから、実施機関の一体的な情報であるため細分化できないとする主張は直ちに採用することはできない。仮に、実施機関の主張するような見解によれば、その一部に非開示情報が認められるに過ぎない場合であっても、全体に非開示理由が及ぶこととなり、必要以上に一部開示の範囲を限定するもので、条例の趣旨、目的と整合しないこととなる。

このため、主張情報のうち、引用情報については、非開示情報とは認められない。

次に、主張情報のうち、答弁書の請求原因に対する認否に関する部分や準備書面（2）の原告準備書面に対する被告の認否、反論に関する部分には、実施機関が1号情報に該当しないものとして既に開示している情報、例えば、「第3 甲号証の認否」と同程度の情報が含まれている。

以上のことから、主張情報のうち別紙2に掲げる部分については、引用情報及び既に開示されている情報と同程度の情報が記載されていることから、特定個人の主張、立証に対する北海道としての主張、反論、立証措置が記載されており、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することが可能な情報であるとする実施機関の主張は、認められない。

したがって、主張情報のうち別紙2に掲げる部分については、特定の個人が識別され得る情報とはいえず、1号情報に該当しないものと判断する。

主張情報のうち別紙2に掲げる部分以外については、特定個人の主張及び同主張に対する北海道としての主張、反論、立証措置が記載されており、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

これらの情報が開示されると、訴訟事件に関して争訟の当事者となっているということが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、別紙2に掲げる部分以外の主張情報は1号情報に該当するも

のと判断する。

カ 乙第4号証（陳述書）中の、警察官の生年月日、私住所及び勤務経歴（以下「警察官の生年月日等」という。）

(ア) 実施機関は、警察官の生年月日等については、特定の個人のプライバシーに関する情報であって、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別又は推認されることとなり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくない情報であると認められると主張する。

(イ) 当審査会としては、当該警察官の生年月日等は、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

キ 乙第4号証（陳述書）中の、原告請求原因に対する陳述人の意見、原告の準備書面に対する陳述人の意見、原告の主張に関する部分、陳述人の意見に関する部分及び添付書面（甲号証）（以下「陳述情報」という。）

(ア) 実施機関は、陳述情報には、特定の個人の思想及び信条に基づく主張及び同主張に対する反論等に関する情報が記載されており、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することが可能な情報であり、かつ、特定個人と北海道との間で生じた紛争の関係者であることが明らかとなるから、通常他人に知られたくない情報であると認められると主張する。

(イ) 当審査会としては、陳述情報は特定個人の主張及び同主張に対する反論等が記載されており、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。陳述情報が開示されると、当該訴訟事件の関係者であるという事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2項2号情報の該当性について

ア 条例10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 警察官の氏名及び印影

(ア) 実施機関は、警察官の氏名及び印影については、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官であり、これが明らかになると、警察を敵視する個人や団体等から、警察官及びその家族が危害や嫌がらせを受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、警部以上の階級にあることのみをもって、警察官の氏名、印影を開示した事実は一切なく、対象公文書に記録されている情報の性質によって個別に判断していると主張する。

(イ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

指定代理命令書(案)、答弁書、準備書面(1)～(4)、口頭弁論再開申立書、意見書、証拠申出書、証拠説明書の被告指定代理人として記載され、非開示とした警

警察官の氏名は、警察本部に勤務する警察官のものであり、この者は、通常訴訟の追行等に関する業務に従事しているが、大規模な事件又は事故が発生した場合や組織的に大きな諸対策を講じるときなどは、秘匿を要する捜査活動に従事することがあり、その警察官の氏名を開示することにより、大規模な事件又は事故の捜査を担当している捜査員が特定されることとなる。

捜査員が特定されることは、捜査員の容姿等が明らかになることであり、そうすると尾行や張り込み、身分や捜査目的を秘匿した聞き込みなどの捜査活動において、相手方から対抗手段を講じられることになり、捜査に著しい支障が生じる。

さらに、捜査の対象となっている関係者から捜査の妨害が行われたり、担当している警察官に対する工作等がなされるおそれがあるなど、内偵捜査、情報収集活動等の犯罪捜査や犯罪の予防活動等に支障が生じ、結果として公共の安全と秩序を維持するという警察活動が阻害されるということとなり、ひいては道民が不利益を被ることとなることから、当該警察官の氏名は非開示とする必要がある。

また、証拠申出書の証人、陳述書の作成人として記載された警察官の氏名及び印影は、小規模な警察署の課長のものであり、この者は、犯罪の被疑者を検挙するため、自らも捜査員の一人として身分を秘匿した尾行、張り込み及び聞き込み等の捜査活動に従事しているのであるから、犯罪捜査に従事する警察官の氏名及び印影が開示されると、前述のとおり秘匿による捜査活動等に従事している捜査員が特定されることとなり、ひいては、捜査員の容姿等が明らかになることにより、捜査員の私住所、私有（使用）車両、あるいは、捜査員の秘匿して行っている捜査の具体的な手法、体制等が明らかになるほか、捜査員と接触した捜査協力者や犯罪被害者が割り出されることとなり、そのため捜査協力者等が嫌がらせや攻撃等の行為を受けることによつて、精神的打撃を受け、捜査への協力を得られなくなるなどの捜査活動への支障が生ずるおそれがある。

本件処分において非開示とした警察官の氏名及び印影は、秘匿を要する犯罪捜査等に従事する場合もある捜査員に関する情報であること、そして、これら警察官の氏名及び印影は、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報及び犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当することから、非開示とした。

(ウ) 実施機関は当審査会に対して警察官の捜査活動を具体的に示しており、それによれば、本件処分において非開示とした警察官の氏名及び印影は、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、警察官の氏名及び印影については、2項3号情報にも該当すると主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

ウ 乙第4号証（陳述書）中の警察官の職務内容に関する部分（以下「陳述人の職務情報」という。）

(ア) 実施機関は、陳述人の職務情報には、警察官の事件捜査の具体的な手法や体制、職務内容、職務に関しての諸手続きなどの情報が記載されているため、これが明らかになると、犯罪を企図する者等に有利な情報を与え、対抗措置をとられるなど、犯罪の予防、捜査等の個別の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由につ

いて、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

本件公文書である陳述書に記載された警察官の職務内容は、当該警察官が勤務していた所属部署の捜査体制や捜査員の役割、各種捜査手続に関する情報、捜査の具体的な手法に関する情報及び捜査協力者の運用等に関する情報が記載されている。

これらの情報が開示されることとなれば、そこから、①具体的事件捜査や予防活動を現に担当し、あるいは担当していた捜査員の人数、捜査の進展状況等を把握することが可能となること、②捜査員ごとの捜査協力者等の運用状況を把握することが可能となることなどから、これらの情報は捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報及び犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当し、さらに、犯罪を企てあるいは犯罪を敢行した個人や団体が、これらの情報と既に所有する情報とを比較対照することによって、一層具体的な捜査状況や捜査協力者等が明らかにされる危険性が高まることから、犯罪の予防又は鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められ、非開示とした。

(ウ) 当審査会としては、陳述人の職務情報には、当該警察署の勤務体制、警察官の事件捜査の具体的な手法、職務内容等が記載されているため、これらが明らかになると、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯行に及ぶおそれがあることから、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件公文書と同じ書類を札幌地方裁判所において、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条により、申請し閲覧しており、本件公文書は同法の手続きを経ることで誰でも閲覧可能であることが、当事者の行動によって立証されており、同法第92条は、当事者が申立てをすれば、裁判所が記録閲覧を制限することができることを定めているが、当事者は一切申立てをしていなく、裁判所においてだれでも閲覧することができることを理由に、本件公文書を開示すべき旨主張する。

しかしながら、一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものであるから、訴訟記録の閲覧制度を理由にして、当該公文書が公にされるべきものとの主張は認められない。

イ なお、審査請求人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年12月7日	○ 諮問書の受理（諮問番号13） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示決定期間 延長通知書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成17年12月9日	○ 新規諮問事案の報告
平成18年1月16日 （第7回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成18年2月20日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成18年3月22日 （第二部会）	○ 審議
平成18年4月21日 （第二部会）	○ 審議
平成18年5月22日 （第二部会）	○ 審議
平成18年6月19日 （第二部会）	○ 審議
平成18年7月21日 （第二部会）	○ 審議
平成18年8月21日 （第二部会）	○ 審議
平成18年9月26日 （第二部会）	○ 審議
平成18年10月24日 （第二部会）	○ 審議
平成18年11月27日 （第二部会）	○ 審議
平成18年12月4日 （第17回審査会）	○ 答申案審議
平成18年12月6日	○ 答申

本件処分における対象公文書及び非開示部分

番号	対象公文書名	非開示とした部分	該当条項
1	委任状（案）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
2	指定代理命令書（案）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
3	指定代理任書（案）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
4	答弁書	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		④請求原因に対する認否に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑤被告の主張に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑥被告の求釈明に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
5	準備書面（1）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
6	準備書面（2）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		④原告準備書面に対する被告の認否、反論に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑤原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
7	準備書面（3）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		④原告準備書面に対する被告の認否、反論に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑤原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
8	準備書面（4）	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号

		④被告の主張に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑤原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
9	口頭弁論再開の申立書	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
10	意見書	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		④原告意見書の主張に対する意見	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
11	証拠申出書	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		④警察官の所属、同住所地	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑤証すべき事実	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑥尋問事項	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
12	証拠説明書 (乙1～16)	①原告の氏名	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		②事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③警察官の氏名	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		④立証趣旨	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
13	乙第4号証	①警察官の氏名、印影	・条例第10条第2項第2号 ・条例第10条第2項第3号
		②警察官の生年月日、私住所、勤務経歴	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		③原告の請求原因に対する陳述人の意見	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		④原告の準備書面に対する陳述人の意見	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑤原告の主張に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑥陳述人の意見に関する部分	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑦添付書面(甲号証)	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号
		⑧警察官の職務内容	条例第10条第2項第2号
14	乙第7号証の1	①事件の表示	条例第10条第2項第1号で 適用する同条第1項第1号

開示すべき部分

本件処分における非開示部分	1号情報に該当しない部分
4 答弁書	
④請求原因に対する認否に関する部分	・ 1 頁の 8 行目から同頁の最後まで。ただし、同頁の 1 4 行目から同頁の 1 8 行目までを除く。
⑤被告の主張に関する部分	・ 2 頁の 2 4 行目から 4 頁の 2 4 行目のまで。ただし、4 頁の 7 行目 1 7 文字目から同頁 1 0 行目までを除く。 ・ 5 頁の 9 行目から同頁の 1 3 行目 2 4 文字目まで ・ 6 頁の 2 行目から同頁 9 行目まで
6 準備書面 (2)	
④原告準備書面に対する被告の認否、反論に関する部分	・ 2 頁の最後の行から 3 頁の 7 行目まで
⑤原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分	・ 3 頁の 1 2 行目から 4 頁の 4 行目まで ・ 6 頁の 1 行目 1 5 文字目から同頁の 7 行目まで ・ 7 頁の 2 2 行目から 8 頁の 2 行目まで
7 準備書面 (3)	
⑥原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分	・ 2 頁の 1 9 行目から 3 頁の 1 2 行目まで ・ 4 頁の 2 行目から同頁の 1 0 行目まで ・ 5 頁の 1 1 行目から同頁の最後まで ・ 9 頁の 2 0 行目から 1 0 頁の 1 4 行目まで ・ 1 1 頁の 3 行目から同頁の 1 6 行目 2 6 文字目まで ・ 1 1 頁の 2 5 行目から 1 2 頁の 2 2 行目まで
8 準備書面 (4)	
⑤原告の主張及び同主張に対する反論に関する部分	・ 3 頁の 4 行目から 4 頁の 1 2 行目まで ・ 4 頁の 1 8 行目から同頁の最後まで

※ 文字のない空白部分は文字数及び行数に含めない。